

令和2年1月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和2年1月17日(金)午後6時00分から午後7時20分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 1号) 第3次さがみはら文化芸術振興プランの策定について
(生涯学習部)

4. 報告案件

日程第 2 (報告第 1号) 子どものいじめに関する審議会からの答申について(学
校教育課)

日程第 3 (報告第 2号) 相模原市議会(令和元年12月定例会議)報告について
(教育総務室)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 小 林 輝 明 教育環境部長 渡 邊 志寿代

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 生涯学習部長 大 貫 未 広

教 育 局 参 事 佐 野 強 史 教育総務室担当課長 江 野 学
兼教育総務室長 (総務企画班)

学 務 課 長 岩 崎 雅 人 教育環境部参事 原 田 道 宏
兼学校保健課長

教育環境部参事 兼学校施設課長	小 杉 雅 彦	学校教育課長	篠 原 真
学校教育課担当課長 (人権・児童生徒指導班)	松 本 祥 勝	学校教育部参事 兼教職員人事課長	農 上 勝 也
教職員給与厚生課長	沖 本 健 二	教育センター所長	淺 倉 勲
青少年相談センター所長	水 野 正 人	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	遠 山 芳 雄
文化財保護課長	関 　　みどり	文化財保護課主査	河 本 雅 人
スポーツ課長	高 林 正 樹	博物館長	兼 杉 千 秋
市民局参事 兼文化振興課長	鈴 木 一 広	文化振興課担当課長 (文化芸術班)	滝 沢 直 之
文化振興課主任	齋 藤 竜 太		
事務局職員出席者 教育総務室主任	島 崎 順 崇		

開 会

鈴木教育長 それでは、令和2年初めてですので、まず、明けましておめでとうございます。今年1年よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから相模原市教育委員会1月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と岩田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

第3次さがみはら文化芸術振興プランの策定について

鈴木教育長 はじめに日程1、議案第1号、「第3次さがみはら文化芸術振興プランの策定について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○大貫生涯学習部長 議案第1号、第3次さがみはら文化芸術振興プランの策定につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、提案の理由でございますが、本件は平成22年に策定いたしました、さがみはら文化振興プラン改訂版の計画期間が今年度末をもって満了いたしますことから、国が平成30年に策定いたしました、文化芸術推進基本計画などを踏まえまして、次期プランを策定することについて、文化芸術基本法の規定により相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

詳細につきましては、文化振興課長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○鈴木文化振興課長 引き続きまして、文化振興課の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料、議案第1号参考資料の方をご覧いただきたいと存じます。

第3次さがみはら文化芸術振興プランの策定についてということでございますけれども、1番の概要でございます。国の文化芸術推進基本計画において、今後の文化芸術政策の目指すべき姿や基本的な方向性が示されたこと、現プランが令和元年度をもって終了すること等を踏まえまして、さらなる文化芸術の振興を図るとともに多様化する市民ニーズに対

応するため、新たなプランを策定するものでございます。

2番の次期プランの位置づけでございますけれども、これまでどおり相模原市総合計画の部門別計画という位置付けの中で策定をさせていただきますとともに、今回から国の文化芸術基本法で定める地方文化芸術推進基本計画、こうした位置付けを新たにさせていただきますたいと考えてございます。

なお、文化芸術基本法の中で、地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定める場合には、教育委員会の意見を聴くことというルールになってございまして、今回、ご提案をさせていただいているといった経過でございます。

3番の計画期間でございます。8年間ということで、来年度令和2年度から令和9年度までの8年間を想定してございます。

それから、4番の策定のポイントでございます。(1)新たに整備された法令や国計画との整合ということで、平成30年に制定をされました障害者による文化芸術活動の推進に関する法律ですとか、先ほど来出てきております、国の文化芸術推進基本計画などを踏まえて、施策に反映をしたところでございます。

(2)基本目標の見直しでございますけれども、後ほど詳細にご説明をいたしますが、これまでの文化団体の活動、あるいは市民の文化鑑賞、あるいは文化財に関する項目に加えまして、新たに「人材育成」及び「文化芸術を生かしたまちづくりの推進」、こうしたものを新たに基本目標に設定させていただいたところでございます。

それから(3)でございます、重点目標の設定ということで、期間中にこういったところに重点をおいて進めていくかといったところで、地域文化教育の推進であるとか、情報発信の強化、あるいは特色ある文化事業の創造など5つの重点項目を設定して、今回、策定をさせていただくところでございます。

(4)でございます。多様な主体との連携・協働の推進ということで、市や市民文化財団の役割や文化団体、教育機関、民間事業者などの主体別に期待される役割を明確にいたしまして、相互に連携しながらプランを推進することを明記させていただいてございます。

裏面にまいりまして、5番の次期プランの構成につきましては、お手元にございます概要版の方をご覧くださいと存じます。

概要版を1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。

プランの構成全体といたしましては、まず左側に縦に書いてございます基本理念といたしまして、「心豊かに 人とまちが輝く 市民文化都市 さがみはら」というものを基本

理念に掲げさせていただきながら、以下の5項目を基本目標とさせていただきます。

基本目標 1、市民の文化芸術活動の活性化ということで、市民文化活動の支援であるとか、市民の方が文化芸術活動を実践・体験する機会の充実、あるいは団体の活動等に関する情報発信の強化などを行ってまいります。

基本目標 2といたしまして、多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出につきましては、文化芸術を鑑賞する機会の充実、あるいはイベント等に関する情報発信の強化、文化芸術拠点の整備・充実、さらに東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国際理解の推進などを行ってまいります。

基本目標 3といたしまして、これは新たに設定をさせていただくものでございますけれども、次代の文化を担う人材の育成ということで、文化の未来を担う人への支援、子どもが文化に触れる機会の充実、専門的な人材の適切な配置等を進めてまいります。

基本目標 4でございますが、市民が誇れる文化財の継承ということで、多様な主体との連携による文化財の保存と活用、文化財施設の整備・充実、文化財の調査研究の推進と魅力発信、後継者育成支援の充実などを進めてまいります。

基本目標 5でございますけれども、文化芸術を生かしたまちづくりの推進ということで、他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出、文化芸術を生かした地域振興の推進、特色ある文化芸術の積極的な発信ということで、こうした基本目標5つを掲げまして施策を推進してまいりたいと考えてございます。

議案の参考資料の方にお戻りいただきたいと存じます。

7番、充実改善の視点でございますけれども、これまでの第2次プランに比べまして、以下の点で充実改善を図ったところでございまして、1つとして、若い世代への支援や活動拠点の充実、それから市民の自主的・主体的な文化芸術活動や鑑賞の促進、情報発信や団体支援体制の強化及び専門的な人材の適切な配置、文化芸術を生かした観光振興や新たな産業の創出、地域活性化の推進、文化団体や文化施設等が担う役割の明確化ということで改善を図ってまいりたいと考えてございまして、戻って6番でございますけれども、こうした中で幾つかの新規施策を盛り込ませていただいております。美術分野の専門家による学校訪問授業の実施など地域文化教育の充実、若手アーティストや新しい分野の作品発表機会の確保などの活動支援、産業界等との連携体制の構築及び様々な主体を結ぶマッチング機能の強化、SNSの活用やアートマップの作成などによる情報発信といったところを盛り込んだところでございます。

8番、今後の予定でございますけれども、今回ご意見を賜りまして、必要な修正等を加えさせていただく、あるいは現在、パブリックコメントを同時進行で行わせていただいておりますので、そうした意見を反映いたしまして、令和2年3月に策定・公表と進めてまいりたいと考えてございます。なお、計画期間の中間年度となります令和5年には、プランの見直しを予定しているところでございます。

説明は雑駁でございますけれども以上でございます。よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 基本目標の から の中で、例えば 、 などは情報発信という文言が書かれているのですが、基本目標の に関しては、 特色ある文化芸術の積極的な発信となっておりますが、これは違いあるのでしょうか。

○鈴木文化振興課長 まず、基本目標の 、 に書かれております情報の発信につきましては、イベント情報ですとか、そうしたものが市民の方に幅広く周知されているいろいろな方が活動への参加ですとか、あるいは展覧会へ足を運んでいただけるような、そういうような周知をするための活動をということで情報発信という単語を使っております。

それから、基本目標 の方で書かせていただきました、特色ある文化芸術の積極的な発信につきましては、魅力ある、特色ある文化・芸術活動の創出をいたしまして、そうしたものを広く全国であったり、ものによっては世界を目指して積極的なPRをしていきたい、発信をしていきたい、そういった意味で使わせていただいております。

岩田委員 あまり中身のことでないのかもしれないのですが、この本体の一文のところを見ると、第1次するときには平成7年3月に策定していた、だから平成8年の4月からスタートして、第2次のところの策定が平成22年のところの期間と、第2次のところは大体8年なのですけど、この期間が8年というのが、5年とか10年だったらいいというわけではないのだけれども、どうして8年なのかなというところが、何か数字の根拠があれば教えていただきたいなと思います。

○鈴木文化振興課長 期間の8年でございますけれども、今回、市の総合計画が8年ということで、期間を定めさせていただいておりまして、その部門別計画という位置付けの中で総合計画と期間を合わせて8年間とさせていただいたところでございます。

鈴木教育長 関連で今の質問は、今回の8年はそれでいいのだと思うのですけど、最初の第1次から第2次の15年間というのは何かあったのでしょうか。

○鈴木文化振興課長 第1次のプランから第2次のプランまでの間というのは、少しスパンが空いてしまっているのですけれども、基本的には文化の振興につきましては、なかなか単年度では進まないものでございまして、比較的長い時間をかけて施策を進めていくといった性格がございまして。そうしたところも踏まえ、あるいは上位計画との整合の中で、一定程度の期間をとらせていただいたというところでございまして。

そうは申しましても、上位計画との整合ということについて、主眼に置きまして今回については8年ということにやらせていただきたいと思いますと考えております。

平岩委員 相模原市もできて随分長くなりましたので、これからやっぱり文化的なことというのは大切になってくるのだと思うのです。文化・芸術を鑑賞する機会の充実という言葉、あとは体験をする機会の充実ということがありますが、小学生たちに音楽の出前授業みたいなものを行っていると思うのですが、そういうのが2、3年でやっと市内の学校を1周したということで、やはりそうすると少し少ないかなと、充実という意味では少ないかなと今まで感じておりました。

こうやって基本の方針の中にそういった言葉が出てきていますので、やはり1学年の中で何か体験できるようだとか、やはり大掛かりなものではなくてもいいので、細かくそういう体験をできる機会をつくってあげてほしいなと思います。

鈴木教育長 そういう要望になるのですかね。

平岩委員 そういう要望ですけども、ちょっとこういった、書いてあるのであれば、そういったところをもっとと思いますね。

○鈴木文化振興課長 学校訪問事業のお話をいただいたのかなというところでございましてけれども、委員がご指摘のとおり、年に8校程度今、実施をしております、ようやくここで昨年度、市内を1周できたというところでございまして。

各学校からはもう少したくさんできないのか、そういったご要望もいただいております、今回の計画の中ではこの学校訪問の事業数を充実、増やす予定でございまして。

ただ、来年度につきましては、なかなか財政状況もございまして、一気に増やすわけにはいかない状況ではございましてけれども、時間をかけて増やしていきたいというのが1点。それから、音楽だけではなくて今後、美術についても同様の事業を進めてまいりたいと考えております。

鈴木教育長 平岩委員がおっしゃったのは、子どもたちに本物に触れる機会を増やしていただきたいという趣旨だと思うのですね。財政状況が厳しいのがわかるのですが、そこ

のところをお願いしたいという要望である。よろしくお願いします。

○鈴木文化振興課長 頑張ります。

小泉教育長職務代理者 当然、そこには学校教育が介在するので、その辺の学校現場とのすり合わせ、より積極的にやっていただくことはありがたいのですが、その実情に合った中で、より効果的な形で。先生方等の意見をできるだけディスカッションするような形でやっていただけるともっといい費用対効果になるのかなと思いますのでよろしくお願いします。

永井委員 まず、お聞きしたいのは、文化財の保存と活用などに関する言及があるのですが、屋外にある芸術作品などに関してボロボロの状態例えば、赤い手、青い手などがあつたり、あと藤野の緑のラブレター、あれなどはメディアの露出がものすごく多くて話題にもなっているのですが、近くに行ってみたらボロボロだったりとか、そういうものがあるのですが、もちろん文化財の保存とか活用も大事なのですが、芸術作品の保存とか活用というものもすごく大事だと思いますし、作品に関しては補修の技術なども後世に伝えていかないとなくなってしまうのではないかなと思うのですね。

それで、伊勢神宮が20年ごとに式年遷宮があるもの、そういう技術を伝えなければという気持ちだと思うのですが、そういう意味では後世にずっと残るようなものにするということで、芸術活動に関しても保存とか、そういう観点で力を入れていただければいいのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○鈴木文化振興課長 委員がおっしゃるとおり、市内には様々な美術品等の屋外展示もされておりまして、また様々な団体によりまして、そうしたご支援もいただいているところでございます。

全てをいい保存状態で常に残していくというのは、可能であればそれが一番よろしいかと我々も認識をしておるところなのですが、なかなか全てをしっかりと保存していくというのが数的にも非常に厳しい状況にございまして、市といたしましては収蔵美術品という位置付けの美術品を選別いたしまして、後世に残す価値が高いものを収蔵美術品という位置付けをさせていただきまして、市の方で将来にわたって修繕もしながら保存をしっかりとしていくという美術品を選定して、そこを優先的に修繕しながら保存をしているという状況でございます。

ご指摘の赤い手、青い手でございまして、もともと商店街さんの持ち物であったところ、昨年度でしたか一昨年度でしたか、市の方にご寄贈をいただきまして、保存方法

等について市の内部で今、検討を進めているところをごさいますして、著作権者ともいろいろ相談等もごさいますして、なかなか前に進んでいない状況でごさいますけれども、引き続きケアの方を進めてまいりたいと考えております。

○関文化保護課長 ご指摘のありました青い手、赤い手ですか、そういった芸術作品も経年を経まして、文化財として価値が出た場合には市の指定や登録文化財といたしまして、奨励金等を出しまして保存とか、そういうことに文化財方面からも力を尽くすことができますことも申し添えさせていただきます。

以上でごさいます。

永井委員 それに関して続きの話なのですが、基金をつくったりとかして、例えば、一般の方に寄付をお願いしたりとか、基金をつくって運用していくとか、そういったことは今現在行われてはいないのでしょうか。

○鈴木文化振興課長 市では美術品収集基金という基金を既に持つてごさいますして、それを運用して例えば、相続等により急遽、散逸しないように収集が必要なもの、そういったものにはこれまで対応してきたところでごさいますして、なかなか財政状況が厳しいようにそれも機動的にやりきれていないというも実情ではごさいますけれども、引き続きそういった手法も使いながら収集に努めてまいりたいと考えております。

永井委員 その収集基金は修繕には使えるのですか。

○鈴木文化振興課長 そもそも保存状態があまりよくなくて、収集させていただくに当たって、修繕が必要な場合、これについては基金も活用をさせていただいておりますけれども、1度取得したものを保存によって修繕が必要な状況になった場合については、一般財源の方で対応させていただいているところでごさいます。

永井委員 ほかの件なのですが、相模原市で美術館が整備されるされるといって、大分長いのですが、私もすごく期待をしているのですが、若いときとか子育ての前には、割と美術館に通ったりして、わざわざ山梨県とか安曇野、長野県とかそういったところまで出かけたりのしていましたが、身近で多分、そういう大きな目玉になるようなものが国立の美術館とか県立の美術館にかかるようなものが相模原市にも来てくれないかなというのは、ものすごく思うところではありますし、自分と向き合うための静ひつな空間というのですかね、絵を見るという行為を通して自分と向き合ったりするためにも、その余裕のある静ひつな空間で落ち着いた雰囲気の中で、鑑賞できるということも大事なのかなと思うので、きちんと美術館をつくっていただきたいなと願いはあるのですが、また財

政がというお話もなされるかと思うのですけれども、それについては今現在、どのような考え方になっているのでしょうか。

○鈴木文化振興課長 美術館の整備に関するご質問でございますけれども、市といたしましては、平成28年に美術館基本構想というものを策定させていただいておりまして、その中では補給廠の一部返還地を活用いたしまして、本格的な美術館を整備するとともに、現在のアトラボはしもとを再整備して教育普及活動にも充実をさせていただくと、そういった内容の基本構想を策定させていただいたところでございます。今現在、アトラボはしもとの再整備については検討が進んでございまして、今回のプランの中にも明記をさせていただいたところでございます。

一方、本格的な美術館につきましては、委員のご指摘のとおり財政状況が厳しい中で、なかなか検討が進んでいないという状況でございますし、また新しい市長の市長選の公約の中でも、補給廠の跡地については一度立ち止まって、整備内容について市民と一緒に考え直すということございまして、今後、そうした市民との対話も進めていく必要があるかと思っております。そうした中で、美術館整備については現在のところ、そうした中で今後の検討が進んでいくと考えているところでございます。

いずれにしても財政状況が厳しいように、短期的な整備がなかなか難しいというのが現状でございます。そうした中、プランの中ではハード整備によらないまでも、ソフト面で例えば、収蔵美術品展のさらなる充実を図るとか、そうした優れた芸術を鑑賞する機会の充実を図ってまいりたいと考えてございまして、プランもそうした組み立てをさせていただいているところでございます。

平岩委員 少し、この策定についてというところからそれてしまったら申し訳ないですけど、今、ちょっとお話を伺っていて、ハード面ということがありますが、この相模原市というのは、東京都内からもそれほど離れていないわけですし、それから民間の施設等々もあるわけなので、民間の活用とか近隣市の活用とか、そういった必ず市の中で全部持たなければいけないものではないと思っているのです。

ただ、アンケートなどを見ますと今まで、いろいろ催し物を出すとか、鑑賞会をやっているのを知らないというのがとても多いので、その機会を活用しきれていないのではないかと思います。

それと、情報発信というものもいろいろなもの、例えば、資料をつくったりとか今までもしていますが、その資料すら活用しきれていないというか、それを使ってもっと知らし

めるという、新しいものをつくるのではなくて、今までやってきたことを十分に活用するという方法を私は考えたらいかがかなと思います。

○鈴木文化振興課長 委員がご指摘のとおり、市民の意識調査をさせていただいた中で非常に多くの方が文化・芸術に関心を持たれている。

ただ、情報がなくてなかなか見に行く機会であったり、参加する機会に到達できていないというのが実態として、アンケート調査からわかったところでございまして、そうした中で基本目標等の中にも情報発信の強化というものを挙げさせていただいたところでございます。

これまでは、市のホームページに掲載をするとか、それからチラシを公民館に配架するとか、こちらから場所を指定して、ここに見に来てくれれば情報がありますよというやり方をしていたのですが、来年度からは例えば、LINEですとか、そうしたSNSを活用いたしまして、こちらからプッシュ型で情報を発信していくというような形をとらせていただきたいと考えてございまして、これまで既に取り組んでいる様々な事業に対して市民の方によりアクセスしやすい、そうした環境を整えてまいりたいと考えてございます。

永井委員 私も先ほどの平岩委員のご意見と同じように、民間でもあればいいと思っっているのですが、例えば町田市は民間を結構誘致してこられたりしているのですが、すぐお隣にある相模原市で、それができていないというのがちょっと残念だなというので、石橋財団でしたか、町田市にできたの。とかは、ああ、何故、相模原市につくってもらえなかったのかなって、ちょっと押したりできなかったのかしらというのとか、いろいろ考えたりしたので、ぜひ、そういうところの誘致とかも含めて力を入れていただければと。お金がないのであれば、知恵と努力で何とかしていただければ芸術に触れる機会がもちろん増えるということと、子どもたちのためにも例えば、そういうところに見学に行ける遠足コースができたりとかしてもいいなと思うので、ぜひ、そういうのは頑張っていただければと思います。

それと、メディア・芸術という面での、これを文化という中に入っているのですが、その中で、映画とか、あとアニメーションの舞台になることでの聖地巡礼の人を呼び込むというのもすごくいいなと思っっているのですね。

今まで相模原市の中で、ロケ地として有名になったものというものはある程度はあるのですけれども、そこまで爆発的に火がついているものがあまりないというか。古い神社とか、建物とかもそういうものに使えるように、多少きれいにしたりとか、周りの施設を整えた

りとか、そういうことも含めて、いろいろ大変だとは思うのですけれども、アニメーションなどは描いてもらえれば大分、まちの姿をそのまま描いてもらえると大分違うなと思うので、そういう売り込みとかもぜひ、熱心に行っていただければありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木文化振興課長 まず、ロケ地の誘致のお話でございます。

相模原市といたしましては、これまでシティセールスの観点でフィルムコミッション等を進めてきたところございまして、実際に様々なロケにも市内、各所が活用されているという状況ではございます。

ただ、シティセールスの部分がやっているそうした事業と、これまでの文化事業について、連携が薄かったというのも実態でございますので、今回の第3次プランではそうした観光振興につながるような、そうした文化施策をしっかりと進めていくということも明記をさせていただいておりますことから、そうした部分にもしっかりと配慮しながら連携を深めてまいりたいと考えてございます。

小泉教育長職務代理者 基本目標の 中の方向性の 東京オリンピック・パラリンピックを契機にということで、計画が3月に策定されて実際にオリンピックがあるのが、その4カ月後ぐらいですので、その辺が難しいかなと思いつつもやはり、これだけ大きなイベントですので、ぜひそれを生かしていただくとともに、次の年からも継続できるような骨のある計画というか、中身になってもらえると次代を担う子どもたちのためにもすごくプラスになると考えていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

宇田川委員 今の継続ということにプラスして、すごくよく考えられた目標がそれぞれある中で、例えば、鑑賞したという経験が、実際に自分がそういった文化活動に参加していくという活性化につながったりとか、それが継承につながったり、人材育成につながったりという中で、つながりがある中で達成されていくとより本当に真に意味を持って、子どもたちにもプラスにできるものではないかなと思いました。

鈴木教育長 ありがとうございます。

教育委員会としては、今までいろいろ意見をいただきましたけど、芸術に触れ合う機会、特に子どもたち、あるいは市民の鑑賞の場、別にそれは市直営でやらなくても民間の誘致でもいいと思うのですが、そういう場、それから情報提供のあり方、これについては意見としてお話をさせていただきました。

ぜひ、そこら辺の要望をくみとっていただいて、いい計画、さらに実行段階では宇田川

委員からあったように縦割りなるのではなくて、横とよく連携をしながら施策を進めていた
ただきたいなということをお願いしてもよろしいですか。

鈴木教育長 他に質疑、ご意見等はありませんか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第1号、「第3次さがみはら文化芸術振興プランの策定について」を原案どおり決
するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決されました。

ここで職員の入替えをしますので、暫時休憩をいたします。

(休憩・18:34～18:37)

子どものいじめに関する審議会からの答申について

鈴木教育長 再開いたします。

次に、日程2、報告第1号、「子どものいじめに関する審議会からの答申について」、
事務局より説明をいたします。

○篠原学校教育課長 それでは、報告第1号、相模原市子どものいじめに関する審議会から
の答申について、ご報告申し上げます。

はじめに、相模原市子どものいじめに関する審議会の概要につきまして、ご説明申し上
げます。

お手持ちの資料の5枚目でございます、参考資料をご覧いただきたいと存じます。

本審議会は、1設置目的にございまして、いじめ防止対策推進法、第14条第3項
の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応
じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する機関でございます。

具体的には、4の活動内容に記載がございまして、ア、いじめの現状と実態の分析
に関すること、イ、いじめ防止等のための取組の有効な対策に関すること、ウ、市のいじ
め防止基本方針の取組の検証及び見直しに関すること等について審議を行っております。

令和元年度におきましても、こうした内容につきまして様々なご意見をいただいたとこ
ろでございます。

恐れ入りますが、資料2枚目でございます、別紙、答申書の写しを1ページご覧くださ
い。

本答申書は、教育委員会が令和元年10月4日付けで、諮問した事項について、相模原市子どものいじめに関する審議会から答申をいただいたものでございます。

諮問の内容でございますが、諮問事項1としまして、市が平成30年度に実施した、いじめ防止等の施策の実施状況の検証について、諮問事項2といたしまして、市立小中学校が平成30年度に実施した、いじめ防止等の施策の実施状況の検証についての2つの事項でございます。

恐れ入りますが、おめくりいただきまして2ページをご覧くださいたく存じます。

1、諮問事項1に対しまして、(1)市基本方針に関することについてでございます。アの審議会で出された主な意見では、これまで開催された審議会の中で、各委員から出された主な意見が示されております。例といたしましては、(ア)いじめ防止に対して取り組んできた施策について、市の関係各課で各施策について評価を行い、各事業の成果や課題等について示すことで、市全体としての課題を明確にすることが望ましいとの意見が記載されております。

こうした意見を取りまとめ、審議会として総括した内容がイの提言として示されております。提言の中では、(ア)市の関係各課として取り組んでいるいじめ防止に関する施策を、より実効性のあるものとするために、教育委員会は、いじめ防止に向けた取組の状況把握に努め、各事業の成果や課題等について示すことで、市全体の課題を明らかにし、それを踏まえ市の関係各課がいじめ防止に係る次年度の施策に生かすことが重要であるなどが示されております。

続きまして、3ページをご覧くださいたく存じます。

(2)市の具体的な取組に関することにつきましては、アの(ア)、(イ)の2点に意見を踏まえて、イの提言が示されております。(ア)教育委員会は、児童支援専任教諭の配置による効果と課題について把握するとともに、学校の実情等を踏まえながら、学校のいじめの未然防止、早期発見・早期対応を迅速かつ適切に行うための支援をすることが重要である等が示されております。

3ページ下段から4ページをご覧くださいたく存じます。

2、諮問事項2に対しましては、(1)学校いじめ防止基本方針に関することでございます。

ここでは、ご覧の3つの意見を踏まえまして4ページをご覧ください。

4ページ中段にございます、イの提言がされております。(ア)各学校は、各種活動を

通して保護者や地域と連携した取組を推進することで、学校だけではなく、地域全体でいじめの防止について取り組む環境づくりを進めていただきたいなどが示されております。

続きまして、4ページ下段から5ページをご覧くださいたく存じます。

(2) いじめの未然防止や早期発見・早期対応等の具体的な取組に関することにつきましては、ご覧の3つの意見を踏まえまして、5ページをご覧ください。

イの提言が示されております。(ア)各学校では、いじめの早期発見や、早期対応に向けて、いじめの定義について職員間で共通理解を図るとともに、認知したいじめをどのように組織的な対応につなげていくかを確認する取組が重要である。

また、未然防止に向けて、家庭、地域と連携し、児童生徒への意識啓発を図るとともに、児童生徒の主体的な取組をより一層推進することが重要である。

そのため、教育委員会は学校の支援体制について、常に確認し検討を行い、整備に努めていただきたいなどが示されております。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご報告申し上げました。今後につきましては、本審議会からいただきました提言を踏まえまして、いじめの防止等の施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

岩田委員 ここに書いてあることは、もちろんこのとおりで進めてほしいのですが、この答申案が出た結果、何が変わるのか。要するに、回数が多くなるのか、質が変わるのか。いろいろなものを進めていくとか、共通理解をすとか、地域と連携、全部どれも大事なのだけれども、それも今まで全然やっていないわけではないと思うのだけれど、その回数が増えるということにより、今度いじめがなくなっていくとなるのか。何か今度、質的な変化が起きて、よりいじめ防止になっていくのか。

鈴木教育長 この答申を受けて、質の面か量の面か、何が変わるのか。

岩田委員 どんなところが変わるのかというところを。雑駁でいいんですけど。

○松本学校教育課担当課長 特に保護者、地域等の連携ということにつきましては、連携の回数を増やすという、量的な部分も当然ございますが、質的な部分で特に学校と地域の連携、具体的にどういうふうに連携をしていくのかといった好事例を発信する等、質的な部分の向上をより図っていきたいと考えているところでございます。

鈴木教育長 もう少し補足していただけますか。

○松本学校教育課担当課長 具体的にどうかというところについて、各学校の取組等については、学校教育課の人権・児童生徒指導班の担当指導主事が、普段の学校訪問等で回っておりますので、状況については把握しているところでございます。その把握した状況について、例えば、人権・児童生徒指導班で発信したりとか、あとは児童支援専任教諭の担当者間や、あと中学校ですと、生徒指導主任会というのがあるのですけれども、そういう担当者会の方で好事例について発信をしたりとか、そういった形で発信をしていきたいということと、さらに毎年いじめ防止フォーラムというものを本市で行っているところではあるのですけれども、そういった中でも各学校が地域と連携して取り組んでいる事例の発信等を行っておりますので、そういったところの内容についても、さらにより発信をしていけたらと考えているところでございます。

鈴木教育長 この答申との関連でいうと、そういう回答になるのですか。

○松本学校教育課担当課長 答申との関連でいきますと、この答申との関連で具体、これを受けての具体ということにつきましては、そのような形で進めさせていただくと考えておるところでございます。また、この具体について次に進めさせていただくという内容について、また関連各課の方で作業部会の方も行っておりますので、関連各課の方でも連携をして、取り組んでいきたいと考えております。

小泉教育長職務代理者 この答申を受けて、例えば、ここは新たなものを取り組むとか、そこはもう少し、ここをさらに強化するよとか、継続するよとかという、そういう具体的な方向性というのは、既に持っているのでしょうか。はたまた、これからなのかという、その辺も少し聞きたいということです。

○松本学校教育課担当課長 特に今回の答申の中でご提言の方をいただいたところにつきましては、提言の1番の諮問事項1に対しての提言、(ア)の部分が特にそうなのですが、いじめ防止に向けた取組の状況把握に努めてというところで、この取り組んだ状況について、ただ、やったという報告だけではなくて、取り組んだ結果どうなったのか、その成果はどうなったのかというような評価の方も考えていただきたいということも含めて提言をいただいておりますので、そういったところについて今後、取り組んでいく必要があるかと考えているところでございます。

○篠原学校教育課長 これまで、学校の方からいろいろないじめに関しましては、たくさんの相談内容が人権・児童生徒指導班に来ております。これが増えたということにつきまし

ては、先生方のいじめを発見する目ができきたというか、そういったところの意識が高まっているとか、そういうところがあるのかなと思っています。

確実に学校の方で、今までは例えば、見逃してしまったような、見過ごしてしまったような部分があるかと思うのですが、そういったところの意識が、先生方の意識が高まってきております。そういった意味で相談も増えてきているのかなと思っていますので、その意識啓発といいましょうか、いじめを見逃さない、いじめを絶対見逃さないというような形の研修ですとか、今のお話にもありましたけれども、そういうものもしっかりやっていきたいと思っています。

今、担当課長からありましたけれども、そこをしっかりとどう評価していくのか、数字的に表すというのはなかなか難しいことなのかなと思いますけれども、この辺について評価等について、今後、考えていきたいと思っております。

○松本学校教育課担当課長 今のお話をさらに補足でつけ加えて申し訳ございません。

特に学校、諮問事項2に対しての(2)のいじめの未然防止等に関するところがあると思うのですが、未然防止のところについて審議会の方からも各学校の方で自主的な取組、各学校の取組を支援ということで、今、本市の方でいじめ防止フォーラムを行っていることは、先ほど申し上げたとおりなのですけれども、各学校で子どもたちによる主体的な取組を各学校行っていることは承知しているのですけれども、いじめ防止フォーラムを行うだけではなくて、いじめ防止フォーラムを踏まえて、子どもたちが各学校でどんな取組を行っているかということを共通理解しながら、さらに自分たちの学校の主体的な取組をより充実、推進していくということをさらに教育委員会としては、支援していきたいと考えているところでございます。それが未然防止につながると考えているところでございます。

鈴木教育長 もっとシンプルな考え方で、この審議会は昨年いろいろ検証をやった中で行政の取組、学校の取組を検証して、今回、こういう提言をいただきましたと。この提言をいただいた上で、教育委員会として次年度何をするのかという回答をいただければいいのだと思います。

簡単に言えば、ここで出た意見を踏まえて来年は各学校でこういうことをやっていきたい。あるいは、いじめ防止フォーラムについても今までのやり方を変えていきたいとか、そこがちょっと見えにくかったので、何回もやり取りをするようになったので、何かあるのだったら、そこをもう一回答えていただきたいと。何かこれを受けて、やることがある

のであれば。

永井委員 参考資料の1番最後のページなのですが、第3回のところで、今後の取組についてというのは、これからまた話し合うのかなという気がするのですが、それまでの間に市の方でやることを検討して審議会に出すのか、それともこの検証を踏まえて、今後の取組をその後で考えるのかというのをまず、教えていただければいいと思うのですが、

○松本学校教育課担当課長 第3回の予定につきまして、これはいただいた答申を踏まえて具体的にどうしていくかということについて、具体には関係各課の方で共通理解を図って、令和3年度に進めていくことをご報告するという形をとりたいと考えておるところでございます。

永井委員 この審議会で話し合うのではなくて、報告を審議会に対してするということなのですね。

○松本学校教育課担当課長 はい、そうです。

これを踏まえてどうするということのご報告をしたいと考えてございます。

永井委員 では、それまでの間に市の取組を考えるとということなのですか。今の現段階では、まだ考えがまとまっていないけれど、今やっているところで、このころまでには出来上がりますよなのか。

○松本学校教育課担当課長 この第3回の審議会のところで、どういうふうにやっていくかということのご報告を差し上げるという形をとりたいと思っております。

鈴木教育長 基本的にこの提言を見れば、努めていただきたいですとか重要であるとか、そういう提言が多いのですが、中には個別に指摘しているようなものがあるので、それは十分に踏まえて、教育委員会としても検討しなくてはまずいなと。何か策を、そういう感じがするので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

永井委員 親として学校に出入りしていく中で、先生によって本当に人権感覚の違いというのがものすごくあるなというのを実感していたところがあるので、この人権感覚というのがきちんとしたものを持ってないのであれば、幾ら対策を立てたところで机上の空論なので、その先生方のまず人権感覚について、ある一定のレベルに達するようにしていただきたいなというお願いです。

○細川学校教育部長 子どもたちを育てる側の教員たちの人権に対する理解、啓発というのは、もっとも重要視すべき内容だと思っております。それについては、学校教育課の所管

というよりは教育センターであったり、青少年相談センターであったり、人事課であったり、保健師という形で下支えになっている給与厚生課であったり、子どもたちが宿泊体験をしている野外体験教室であったり、全ての学校教育部の様々な活動の中で機会があるごとに教員たちにはメッセージというか、指導してまいりたいと思います。あわせて、教育センターの方では人権にかかわる様々な研修を持っておりますので、そうしたものは充実させていただきたいと思っております。

今、学校教育課の方で行っていることといたしましては、いじめの事案ですとか、様々な事案が起きたときに、一例を申し上げますと、それが発達に課題のある子どもたちがかわってあるものであれば、理解と手引きを使いながら、こうした子どもたちはこういう理解を深めていこう、そうしたときにはこういう指導をしていこうというような指導・助言を行っているところでございますので、日々の活動と研修とあわせて、そうした感覚を養っていききたいと思っております。

鈴木教育長 永井委員がおっしゃったことは非常に重要なことで、いじめの認知にも差が出てくるというので、人権研修的なものの取組はやっていきたいと思えます。

岩田委員 多分、出し方の問題だと思うのですが、一応諮問として検証くださいねという、諮問の1は市の実施状況を検証してくださいねと。諮問の2は小中学校の施策について、実況状況について検証してくださいねということに対する答えなので、例えばイの(ア)とかであれば、やはり市全体の課題を明らかにするというのが、これが出ているということは、今までは縦割りでいろいろ課題は把握していたのだけれども、それを市全体で横串を指すみたいなのが弱かったとしたら、そこをもっと強めていくのみたいな形で、これを受けて、ここが今までちょっと弱かった、もっとここを強めていきますよみたいな形で出してくれるとより、私たちもいいかなと思ったので。内容としては十分検討されているし、進めていただきたいことなのだけど、その出し方というか、表し方みたいなところをより分かるように示していただけるとありがたいかなと思いました。

鈴木教育長 これはこの審議会の報告と提言なのですが、では、この提言を受けて事務局ではこう考えるというものが1つあると、次年度以降は分かりやすくなるかなと。

○篠原学校教育課長 おっしゃるとおりでございます、こちらの提言はあくまで提言になりますので、このような形になるのかなと思いますので、それに対する補足資料ですとか成果と課題等、これについては、例えばこの1については、こういう成果と課題があるようなものを補足資料みたいなものをどうするかということを今後、考えていき、次回は改

善させていただきたいと思っております。

平岩委員 おっしゃっていることは十分わかりますけど、5ページの一番最後の提言の、イの一番最後のところは全体にかかっているのではないかと思うので、調査結果を踏まえるとか、状況把握に努めるのはいいのですが、多分、実効性のある施策を打ち出してというところをこれは言っていらっしゃると思うので、そこまでの最初からここにたどり着くまでの、そのスピード感というのはとても重要だと思うので、具体的なものは、どう出すということを最初から頭に入れての何か進めていただけたらいいかなと思います。

鈴木教育長 他にはよろしいでしょうか。

相模原市議会（令和元年12月定例会議）報告について

鈴木教育長 それでは、次に、日程3、報告第2号、「相模原市議会（令和元年12月定例会議）報告について」、事務局より説明をいたします。

○佐野教育総務室長 では、報告第2号、令和元年相模原市議会12月定例会議におきます、教育委員会関係の答弁につきまして、ご報告させていただきます。

市議会の12月定例会議につきましては、昨年11月19日から12月20日までの日程で開催されました。

お手元にございます資料につきましては、12月定例会議の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧となっております。

この資料の2ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、代表質問でございますけれども、4名の議員から合計で21問の質問がございまして、質疑の内容につきましては、お手元の資料の3ページから9ページまでのとおりでございます。

次に11ページをご覧いただきたいと存じます。

一般質問でございますけれども、11名の議員から合計26問の質問がございまして、この質問の内容につきましては、12ページから21ページのとおりでございます。

今回の代表質問及び一般質問の概要といたしましては、本市に大きな被害をもたらしました台風19号への対応ですとか、あるいは教職員の働き方改革にかかる取組などの質問がございました。

今回、ここで一つひとつの質問と答弁に関する報告は省略させていただきますが、それぞれの質問と答弁に関しまして、ご質問等がございましたら担当課からお答えさせてい

ただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたしますが、数分、読む時間をとらせていただきます。

永井委員 公民館の体制についてなのですが、一番最後の22ページあたりにあるような社会教育士が制度化されて、本市も職員を養成講習に職員を派遣したりして、多分、この資格のある人を増やしていくのだと思うのですが、これが実際に例えば、公民館に生かされるとなると、館長代理がこれを持っている以外にやりようがないのではないかと。今、短時間任用職員では多分、ここまで要求するというのは無理な話かと思えますし、今までよりも館長代理のお仕事が増えますし、そうしたらもう1人例えば、正規の職員としての人員を公民館に増やすのであれば、代理が持っている資格を活用する方法がないのではないかと思うのですが、これについてはどのようにお考えになっているのかというのをちょっとお聞きしたいなと。

○遠山生涯学習課長 社会教育士でございますけれども、現在は社会教育主事ということでこの21ページにもございますとおり、現在15人の社会教育主事の有資格者を公民館などに配置しているところでございますが、さらに毎年1人、養成講習に職員を派遣しているところです。ただ、この養成講習への派遣なのですが、約40日間職員を派遣することが必要となるということでございます。

もう1点、この養成講習を修了するとともに実務経験が3年間必要となりまして、それをもって社会教育主事として任用、発令がされるというのが今の制度でございますが、これが来年度になると、ほぼ同様な形で、社会教育士になるとご理解いただければと思います。

では、どういうふうな形ということなのですが、なかなかその40日間職員を派遣するというのは、以前、公民館が3人の職員体制だったころは比較的、こういう研修に派遣をするような余裕があったわけでございますが、今は公民館に限らず、職員の定数の部分については、非常に効率的な運営を行うというふうな中で、生涯学習課もそうですけれども、各館今、非常に余裕がなくなっているような状況がございます。そういった中でも、養成講習に関しては、少なくとも1人ずつは派遣していこうというようなことで、来年度に関してもそのような形で予算化をしたいと考えているところでございます。

それで、今後なのですけれども、任期付短時間勤務職員は無理だというふうなご発言も

あったのですが、私はそうは考えてなくて、既に任期付短時間勤務職員でも、もともと例えば、大学でそれを修了されて、現に発令されている職員がいらっしゃるし、任期付短時間勤務職員をその40日間の講習に派遣することは、私は無理だというふうには思っていない。また、職員の配置につきましても状況を見まして、昨年10月には藤野中央公民館は、公民館が4館あるということから、今、4人体制でちょっとその様子を見ているというような状況もございます。

そういったところから、いろいろな制約があって期間の問題、それから、3年やらないといけないと、そういうなかなかハードルが高い部分もあるのですが、どのようなことができれば、こういったことが増えていくのか。この制度改革にあわせて、我々としても検討をしていきたいと考えております。

永井委員 これは任期付短時間勤務職員の方で、例えばこの資格を持っている方は時給が大幅にアップするとか、そういうことで対応ができるということなのでしょうか。

○遠山生涯学習課長 職員の給与につきましては、この社会教育主事であるとか、今後の社会教育士の資格があるということによって違いがあるということではございません。

ただ、この職員の給与条例につきましては、この同じ12月議会で条例の改正がされておりまして、任期付短時間勤務職員についての処遇の改善がなされておりまして、大体、これは平均にいたしますと、月額3万円ほど。それから、年額にすると60万円ほどの処遇改善を図られるだろうというふうな見込みがございまして、これは一人ひとりの経歴、今までの経歴に基づきまして、給料表で今後、昇給なども出てくるというふうな形になりますので、今後、どういうふうな形で具体的に、平均すると大体それくらいかなということではございますけれども、そういった様子も今、見ているようなところでございます。

平岩委員 質問ではありませんけれども、先生方の働き方改革で地域との関係で希薄になるのではとか、それから公民館に関しては使用料をとることになったのだけれども、それがどのように使われているのかということで、質問が出ているということで、やはりこうしたことはもう少し情報をしっかりと公開というか、わかるように伝えていくことが大事なのだろうと思います。やはり、特に先生の働き方改革というのはいろいろと懸念をする方が多いと思いますので、こういうふうにしっかり取り組んでいるということは、表に出していかなければいけないのだと思いました。

○農上教職員人事課長 質問ではないのですが、今のご感想というか要望等について少し情報提供をさせていただきたいと思います。

我々としましては、この働き方改革に関しまして、保護者、地域の皆様へ学校における働き方改革宣言というものを発出することを今、準備しております。できれば、今月末には発出し、学校においては各家庭に。また、地域の方にも今、関係各課の方と相談をしながらどういう形でお伝えできるか検討をしているところですが、教育長メッセージとともに、教育委員会や学校における働き方改革に関する主な取組についての概要とまた、地域の方にもご理解いただきたいというようなこととも含めて発出する予定でございます。

鈴木教育長 先般、議論をいただいた就学援助を教育委員会でやるというのは、私も学校を回っていて、どの校長もすごく喜んでおりました。ありがとうございますと。結構、手続で保護者とトラブルになることがあるので、それを教育委員会で全部受けてくれるのであれば、かなりの部分で働き方改革が進むというお話をいただいて、特に来年、学務課が大変になると思うのですけど。あとは、学校保健課の検討で学校給食費の公会計化を今、検討してもらっていて、それができればかなり進むのですけど、実際に現場へ出てみると、勤務時間の8時半前に学校の先生は、もう7時ごろに来て、子どもたちの迎えのために立って、交差点に立っていたりすると、それが20日あるだけでもう2、30時間いってしまいますので、そういうところも少し課題になるかなと。では、見なくていいのかというわけにもいかない。

単に時間だけ規制するだけでは物事は解決しない部分もありますので、非常にそれは教育委員会全体で考えていかないといけない、あるいは市長部局も巻き込んで考えていかなければならない問題かなと。

鈴木教育長 他にはよろしいですか。

他に質疑、ご意見等がございませんので、この件はよろしいでしょうか。

報告は以上でございます。

それでは、約1カ月間における私の活動状況等についてでございますが、1つは年末、12月21日、もみの木コンサートということで、富士見小学校の体育館で行われたのですが、中央地区の小学校3校、それから中学校2校、中央中学校、弥栄中学校、小学校は中央小学校、富士見小学校、弥栄小学校。それから、あとは弥栄高校、それが一堂に会して合唱と吹奏楽を体育館で演奏をするのですけど、そこへ参加いたしまして、本当に感動しました。小学校4年生が合唱して、同じ曲を中学校2年生が合唱して、それで今度、高校生は吹奏楽をやったのですけど、わずか4年の間にこんなに小さかった子どもたちが中学生になって、高校生ということで、短い期間でああ、これほど成長するのだと。いか

に子どもの成長が早いのかというのを痛感したコンサートでした。

それから、1月1日は、さがみはら元旦マラソン大会と寒中水泳、5日以降は各団体の賀詞交歓会に出てまいりました。

実は今日、教育センターの所長と一緒に文部科学省のICTフォーラムということで、要は国が進めている1人1台環境をぜひ、実現していただきたいというフォーラムへ行ってきました。もう、国としては本気で1人1台環境を令和5年度までに実現をしていきたい。そのための補助金もつくっていくので、ぜひ手を挙げてくださいということをおっしゃっていましたが、休憩時間には、いろいろな自治体の方から、なかなかそうはいつでも財源的に厳しいですよという声が聞かれました。

ただ、実感したのは、国は本気です。もう令和の時代の教育のあり方はこう変えていくのだという強いメッセージがありましたので、相模原市もどういう形で実現できるのか。先生方の苦勞もあると思います。非常に教え方が変わりますので、そういうことについても今後は教育委員会で少し議論をしていきたいなと思っていますので、ぜひお願いをしたいと思います。

では、ここで次回の会議の予定日を確認させていただきます。

次回は2月3日、月曜日、午後2時30分から第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 それでは、次回の会議は2月3日、月曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会

午後7時20分 閉会